

このような換算をしようとするからメートル法は面倒だとかおぼえにくいなんていうわけです、それですから私達は換算などということを全然考えずに前に申しました手分量目分量でメートル法の量の観念を頭に入れることが必要です

(イ) 使つてみる

物ごとはずべて同じこと、思いますが、頭の中であつた、こうだと考えていただけではそれを身につけ実際に役立たせることはできません。それですから、はじめのうちは少々わからなくともメートル法で売買を行い又御家庭でどんどん使つてみることです。そうすると自然にしかも容易に身につけてまいります

七、これからの計量器はどうなるか

さて明年一月一日からいよいよメートル法が実施されるわけですが、それでは現在使つている計量器はどうなるか、或は新しく買うときはどうなるのか、いろいろ御心配になると思いますので昭和三十四年一月一日以後のこれ等の点について述べてみましょう

1. 計量器の製造、修理と販売

(1) 尺貫系、ヤードポンド系のみ計量器

(イ) 製造と販売はできない

(ロ) 修理される場合はメートル系のみ目盛に改造される

(2) メートル系の目盛と尺貫系、ヤードポンド系の目盛のある計量器

(イ) 製造はできない

(ロ) 修理される場合はメートル系のみ目盛に改造される

(ハ) 販売は昭和三十三年十二月三十一日までに製造され検定に合格しているものができる

2. 使用

(1) 尺貫系、ヤードポンド系のみ計量器

(イ) 使用できない

(2) メートル系の目盛と尺貫系、ヤードポンド系の目盛のある計量器

(イ) 昭和三十四年以後適当な時期にメートル法以外の目盛を消させることにする

3. 土地、建物の計量、輸出入貨物の計量などで昭和三十四年以後も尺貫

法、ヤードポンド法の計量単位の使用が許されているものについては

一定の表示をしたものだけ計量器の製造、修理、販売、使用を認める

以上メートル法の統一についていろいろと述べましたが来年一月一日から尺貫法やヤードポンド法で取引を行いますと五万円以下の罰金に処せられることになつてをります

古くから使いなれ、頭にしみこんでいる尺貫系をメートル法単位に切り換えることは大きな苦勞であることですが、しかしメートル法単位というものが今まで一度も見たり聞いたりしたことのないものと異なり、すでにお米や塩などはメートル法単位で売買され、それを身につけているのですから、子供達に不合理な又不便な思いをさせない暖い思いやりと、我々自身の生活の合理化をはかるためにまた、ひいては國家經濟の發展のためにもお互に協力してメートル系単位への統一という輝かしい偉業を、私達の手で築き上げようではありませんか